一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十五号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠八番一八から同町大字蒼前東二丁目九番五六まで	二三・五六メートル～一〇一・二〇メートル　七・〇三二キロメートル

四　指定する期日　平成二十五年三月八日

○東北地方整備局告示第四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月八日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十八号	天童市大字川原子字上原一六五五番七から同市大字川原子字上原一四三一番二まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所
〃	天童市大字川原子字本郷二八三一番一から同市大字川原子字横内三〇七二番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十五年三月八日

○東北地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　岩手県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年東北地方整備局告示第百三十五号盛岡広域都市計画道路事業三・三・六号向中野安倍館線及び三・三・十三号明治橋猪去線
三　事業施行期間　自平成二十年四月十八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十年東北地方整備局告示第百三十五号の事業地のうち岩手県盛岡市仙北一丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　岩手県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千六百十六号岩手都市計画道路事業三・五・三号犬袋新町線及び三・五・四号新町城山線
三　事業施行期間　自平成七年九月二十七日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成七年建設省告示第千六百十六号、平成十四年東北地方整備局告示第三十四号及び平成十八年東北地方整備局告示第二十五号の事業地のうち岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第十地割地内
使用の部分　岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第十地割地内の一部を削る。

○東北地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

区間	敷地の幅員延長
青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠八番一八から同町大字蒼前東二丁目九番五六まで	二三・五六メートル～一〇一・二〇メートル　七・〇三二キロメートル

四　指定する期日　平成二十五年三月八日

○東北地方整備局告示第四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月八日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十八号	天童市大字川原子字上原一六五五番七から同市大字川原子字上原一四三一番二まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所
〃	天童市大字川原子字本郷二八三一番一から同市大字川原子字横内三〇七二番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十五年三月八日

○東北地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　岩手県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年東北地方整備局告示第百三十五号盛岡広域都市計画道路事業三・三・六号向中野安倍館線及び三・三・十三号明治橋猪去線
三　事業施行期間　自平成二十年四月十八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十年東北地方整備局告示第百三十五号の事業地のうち岩手県盛岡市仙北一丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　岩手県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千六百十六号岩手都市計画道路事業三・五・三号犬袋新町線及び三・五・四号新町城山線
三　事業施行期間　自平成七年九月二十七日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成七年建設省告示第千六百十六号、平成十四年東北地方整備局告示第三十四号及び平成十八年東北地方整備局告示第二十五号の事業地のうち岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第十地割地内
使用の部分　岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第十地割地内の一部を削る。

○東北地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠八番八から同町蒼前東二丁目九番五五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月九日十五時三十分

○関東地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	小山市大字中久喜字神明前三七〇番一から同市大字中久喜字餓鬼塚一〇一〇番一まで	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
〃	小山市大字中久喜字上野原一五二一番一五から同市大字出井字東原新田一〇三五番三三まで	〃
〃	小山市大字出井字馬廻一一〇七番一〇から同市大字出井字馬廻一一二四番三まで	〃
〃	小山市大字鉢形字小金井道東九三五番三から下野市下坪山字五給新田一八九八番二まで	〃
〃	栃木県河内郡上三川町大字五分一字内山二六七番二から同町大字上三川字下野田四二一七番まで	〃

供用開始の期日　平成二十五年三月八日

○近畿地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十五年三月八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田中字下嶋一四番六から同町大字萩原字禮上六〇二番二まで	前	一八・二〇メートル～一九・四八メートル　〇・二三二キロメートル
	後	一八・二〇メートル～二三・三八メートル　〇・二三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号